


# 新たな基本構想に関する 長期計画審議会からの答申

区民の委員を中心とした長期計画審議会から、新たな基本構想とこれを実現するための基本的方向の考え方について、3/24に答申を受けました。答申を踏まえ、10月に区として基本構想を策定する予定です。  
図長期計画コミュニティ課(☎5722-9372)

## 答申の主な内容

答申では、区の魅力や将来像への意見を踏まえつつ、おおよそ20年先のまちの将来像を「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐろ」と提言しました。この将来像の実現に向けて、5つの基本的な政策目標をまとめています。  
また、基本構想を実現するための施策の基本的方向については、今後の基本計画や、より具体的な事業計画などの策定の際に参考となるよう、政策分野別の将来像を示すだけでなく、施策展開の中で取り組んでいくべきと考える施策例についても記載しました。  
基本構想は、この先の困難な時代に立ち向かうための区政の羅針盤です。今後、この答申が区の政策・施策に十分反映され、地域を構成するすべての主体の参加と協力により、まちの将来像の実現に向けた取り組みが推進されることを期待します。

■答申(全文)は、ホームページ(右コード)でご覧になれます。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、施設での閲覧を休止しています

## 住まいの改修支援

図住宅課居住支援係(☎5722-9878)



### 住宅リフォーム資金助成



区内業者による自宅のリフォームやアスベスト除去、所有賃貸住宅の空き室バリアフリー工事費用の一部を助成します。着工1週間前までに申請が必要です。

**対象** 平成27年4/1以降に、この助成を受けていない区内の居住用住宅(専有部分のみ)のリフォーム、吹き付けアスベスト除去、所有賃貸住宅の空き家・空き室を行うバリアフリー工事

**要件** 次の①②を満たす区内業者による工事(アスベスト除去は区外業者可)  
①申請時に未着工で、費用が20万円以上(税抜き)  
②3年3/31までに、工事と支払いが完了  
〈リフォーム例〉浴室・トイレ・キッチンなどの改修、床・壁紙の張り替え、屋根・外壁の塗装ほか。ただし、分譲マンションや区分登記された住宅の共有部分(屋根・外壁など)は対象外

**申し込み資格** ※詳細はお問い合わせください  
〈リフォーム・アスベスト除去〉住民税を完納している区民で、工事する住宅に居住する所有者ほか  
〈バリアフリー〉住民税を完納している区民で、区内にある賃貸住宅の所有者ほか

**助成額** 工事費用の10%で上限10万円(アスベスト除去は上限20万円)。予算額に達した時点で終了

### 住宅修築資金融資あっせん



区内に所有または居住している住宅の修繕・増改築資金が必要な場合に、信用金庫の融資をあっせんします。

**要件** 次の①~⑥を満たす区内在住者  
①居住用住宅の修繕・増改築を行う  
②融資を受ける資金の返済能力がある  
③住民税を完納している  
④着工前の申し込みである  
⑤目黒区住宅修築資金融資を受けた場合は、その返済が終了している  
⑥連帯保証人またはしんきん保証基金による信用保証を利用できる

**限度額** 700万円(工事見積金額の範囲内)  
**返済期間** 5年以内(200万円以上の貸付金額は10年以内)  
**利率** 年利1.8%(固定)

※共同住宅の管理組合などを対象とした融資あっせんもあります

## 無電柱化推進計画素案にご意見をお寄せください

図みどり土木政策課施設計画係(☎5722-9745)

都市防災機能・都市景観の向上、安全で快適な歩行空間の確保、良好な住環境の形成を図るため、無電柱化推進計画を策定します。

### 意見の提出方法


書式は問いませんが、「無電柱化推進計画素案への意見」と明記のうえ、住所・氏名(団体の場合は所在地・団体名・代表者名)、在勤・在学者は所在地・名称を書いて、郵送・FAX・Eメールで、6/9(必着)までに、総合庁舎本館6階みどり土木政策課施設計画係(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、☎3792-2112、✉mudenchu@city.meguro.tokyo.jp)へ。頂いたご意見には個別に回答しませんが、要旨をとりまとめて公表します(原文、住所・氏名などは公表しません)。

■素案(全文)は、ホームページ(右コード)でご覧になれます。  
※新型コロナウイルス感染症対策のため、施設での閲覧を休止しています



## 高齢者の介護予防・健康づくりの 自主グループ活動を応援します

図介護保険課介護予防係(☎5722-9608)

介護予防や健康づくりのための自主活動をしている団体を支援します。申し込み方法など詳細は、ホームページ(右コード)をご覧ください。

### ◆リハビリテーション専門職派遣

理学療法士・作業療法士・言語療法士などのリハビリテーション専門職を派遣し、より安全で効果的なプログラムの提案や運動のアドバイスを行います。

**対象** 次のすべてを満たす団体(ほかにも要件あり)  
●構成員がおおむね65歳以上  
●主に運動プログラムを実施  
●週1回以上活動し、1回当たりの参加人数がおおむね5人以上

**派遣回数** 1団体につき年2回まで(1回2時間程度)

### ◆地域介護予防活動助成


活動を実施するための会場や講師、必要と認められる消耗品や備品などの費用を助成します。

**対象** 次のすべてを満たす団体(ほかにも要件あり)  
●構成員の半数以上が65歳以上  
●主に運動プログラムを実施  
●年間を通じて週1回程度の活動を継続して実施(予定)  
●区やほかの団体から助成を受けていない

**限度額** 1団体につき年間3万円  
**団体数** 15団体(先着。審査のうえ決定)

## ブロック塀等除却工事助成を 撤去後の新設まで拡充します

図建築課耐震化促進係(☎5722-9490)

安全性が確認できないブロック塀などで除却助成を受けた範囲内に、軽量フェンス等を設置する工事も対象になります(確認申請が必要)。詳細はホームページ(右コード)をご覧ください。

**助成内容** 工事費の50%で上限20万円(長さ1m当たりの上限9,000円)